

## ★地域福祉権利擁護事業生活支援員になるには…

### ①～③のステップ

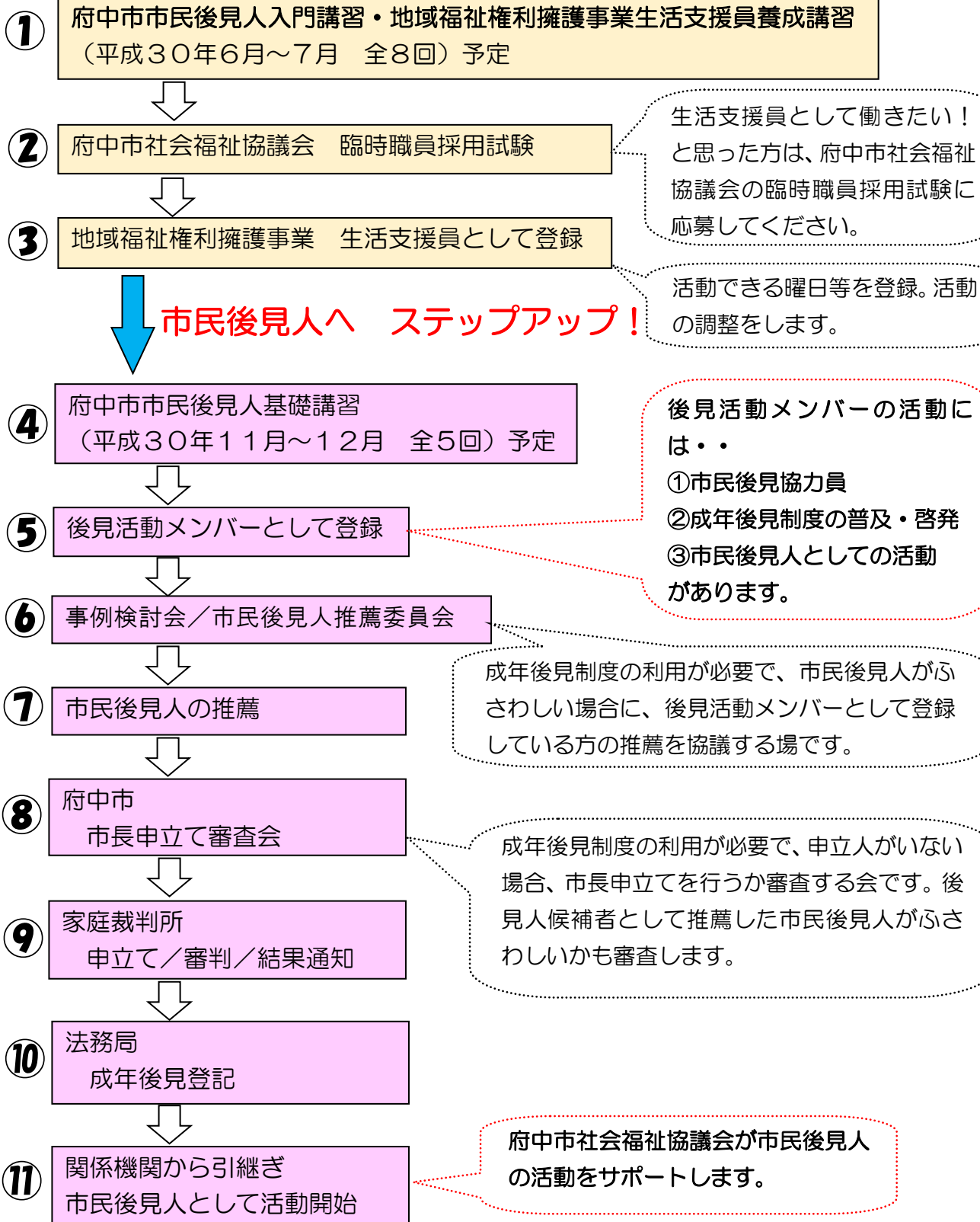
## ★市民後見人を目指すには…

### ①～⑤のステップ

その後、推薦ケースがある場合は、⑥～⑩のステップを通して、活動開始となります。

例年 5月上旬に養成講習の  
オリエンテーションを開催しています。  
ご関心のある方はぜひお越しください。

## 養成講習の流れ



ささえたい人 集まれ!

やってみませんか?

# 市民後見人入門講習・

地域福祉権利擁護事業

## 生活支援員養成講習

Q 市民後見人になりたいんだけど・・・

A 府中市では、地域福祉権利擁護事業の生活支援員で経験を積んでから、市民後見人の仕事ができるようになります。

Q 地域福祉権利擁護事業の生活支援員ってどんな仕事?

A 認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者の方々が、地域で安心して生活できるようにお手伝いをする仕事です。

Q 生活支援員ってどうやったらなれるの?

A 毎年6月から7月にかけて全8日間の講習を行っています。募集は毎年5月を予定しています。

★平成30年度オリエンテーション  
5月7日(月) 10時～正午

Q 生活支援員の具体的な仕事ってなあに?

A 地域で生活するために、福祉サービスを使っている方がほとんどです。本人と一緒に考えたり、必要なお金をお届けしたり・・・本人に寄り添ってお手伝いをする仕事です。

ご興味、ご関心のある方は、お問い合わせください。

社会福祉法人府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう  
〒183-0055 府中市府中町1-30 府中市立ふれあい会館2階  
電話042-360-3900 (月～金 9:00～17:00)

